

川上商事株式会社

環境活動レポート

2017年度

(期間：2017年4月～2018年3月)

2018年8月18日発行

社長	作成責任者
川上洋	川上智子



目次

1. 環境方針
2. 事業概要
3. 環境組織図
4. 環境目標とその実績
5. 活動計画と取り組み結果評価と次年度の取組
6. 法規の遵守状況
7. 代表者による全体の評価と見直し



環境方針

基本理念

川上商事有限会社は建設機械部品などの、ものづくりを通し、全従業員が、「地球環境保護」を念頭に置き、環境に優しい企業づくりを目指すと共に、目的・目標を明確にし事業活動を行う事とします。

基本方針

1. 全従業員が環境保全活動に参加し、貢献します。
2. 環境保全対策を推進する体制を整備します。
3. 当社の事業活動に伴う環境負荷の削減に取り組みます。
 - ①二酸化炭素排出量削減のため、エネルギー（電力、化石燃料）使用量の削減につとめます。
 - ②廃棄物削減のため、廃棄物（鉄、紙）排出量の削減とリサイクルの推進につとめます。
 - ③省資源活動のため、総排水量の削減につとめます。
 - ④環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）につとめます。
 - ⑤化学物質使用量の削減については、これらの使用を顧客要求事項に基づき生産している為、顧客の了解をいただけるものについては削減につとめます。
 - ⑥当社製品サービスに関する項目の環境負荷低減に努めます。
4. 当社の事業活動に関連する、諸法令を遵守します。
5. 環境教育および啓発活動などを通して、環境に関する意識向上につとめます。

制定日：2008年9月19日
改定日：2011年11月10日

川上商事有限会社
代表取締役社長

川上洋

事業所名	川上商事株式会社（2018年4月1日付にて有限会社から株式会社となる）		
代表者	代表取締役社長 川上 洋		
所在地	本社	〒301-0005 茨城県竜ヶ崎市川原代町 2325-1 （大型製缶板金工場） 2324	
	TEL	0297-65-8001	
	FAX	0297-65-8002	
	E-mail	kawakami@kawakami-syouji.co.jp	
	ホームページ	http://www.kawakami-syouji.co.jp	
長戸工場	〒301-0803	茨城県竜ヶ崎市塗戸町5-4（2018/3/31本社工場に増築移転の為閉鎖） （2012年11月新設 EA21認証に向け2014年4月より取り組み開始）	
環境管理責任者兼 環境管理事務局長	川上智子		
	E-mail	hk@kawakami-syouji.co.jp	
事業内容	建設機械部品 立体駐車場の部品 建設特殊仮設材 等の製造 建築部材		
事業規模	創立	1976年4月16日	
	資本金	400万円	
	従業員数	57名 2018年4月1日現在	
	敷地面積	6042.62㎡（1831坪）	
	内訳	工場:3921.16㎡ 寮:650.46㎡ 駐車場:1471㎡	
	工場床面積	2593.88㎡（482坪）	
	大型製缶作業場面積	379.31㎡（115坪）	
	長戸工場面積	1202㎡（364坪）	
	売上高	8億1633万円	
	製品生産量	2,495トン	
取得認定資格	平成15年10月	ISO9001:2000を取得 （年月日付にてISO9001:2015に更新）	
	平成21年2月	快適職場推進計画認定事業所を認定 （茨城労働局）	
	平成21年10月	エコアクション21を認定・登録	

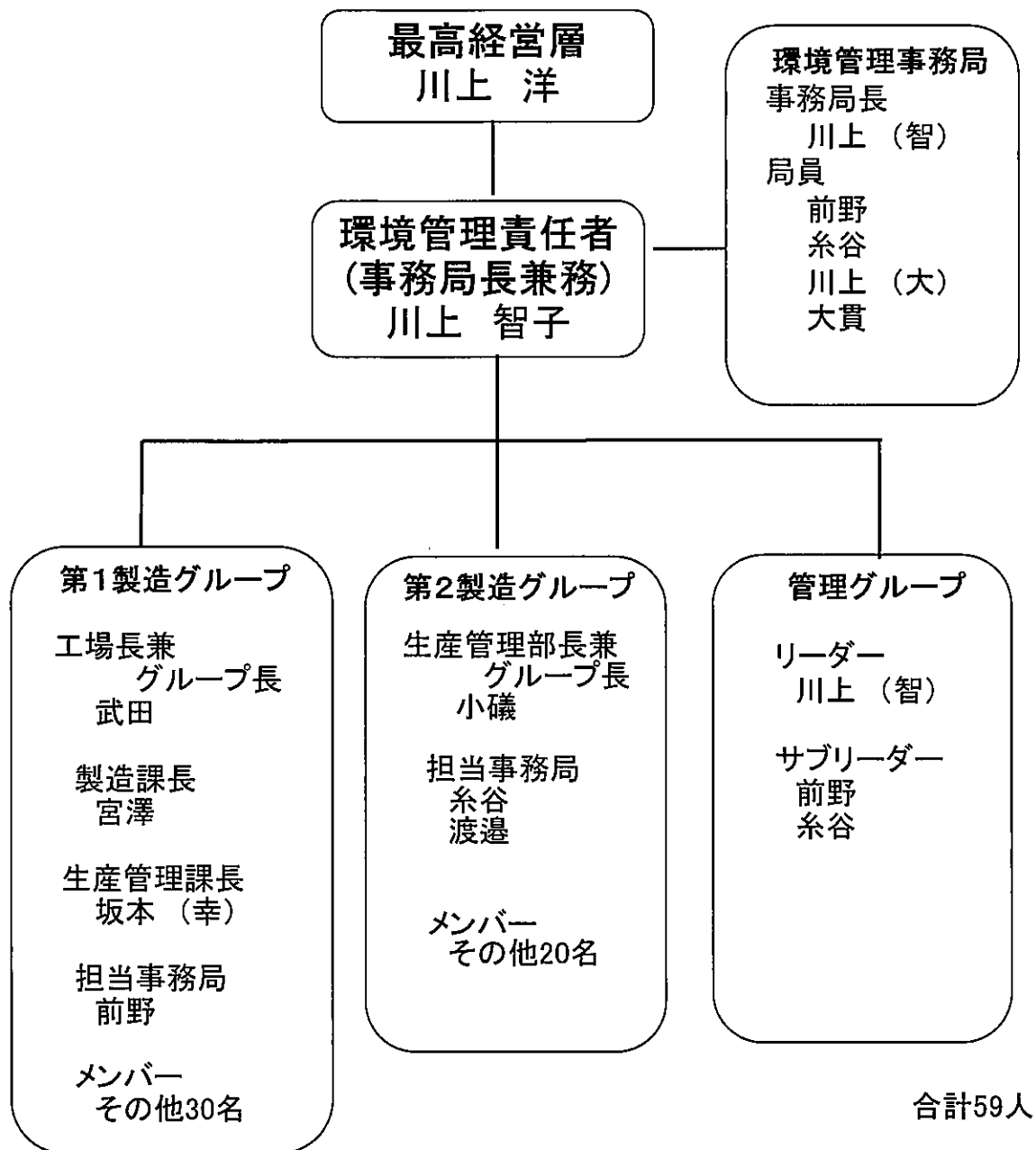


ISO9001

エコアクション21
認証番号0004218

上記認定資格を取得したものについては、全組織、全活動、全従業員を対象とし
全社的に取り組んでいる。

川上商事株式会社 環境組織



【各層の役割】

- ・最高経営層：環境方針の策定、見直し、体制の整備、経営資源の投入決済等
- ・環境管理責任者：当社の環境経営システムの構築、実施、維持の責任者
- ・事務局長：取組目標の設定、社内推進体制の構築、取組評価、見直しの提言
- ・事務局：自社の環境課題、コスト等の把握、推進計画の立案、従業員への教育、推進の管理
実績の評価等を総括的に取り組むセクションとし、本推進の関わる事項の運営全般を行う
- ・第1G：二酸化炭素排出量の削減、仕損品の削減、雑紙のリサイクル、排水量の削減、
手順書に従い実施し、グリーン購入の推進、サービスに関する項目の実現に努める。
- ・第2G：二酸化炭素排出量の削減、仕損品の削減、板取り歩留り率の向上、雑紙のリサイクル、
排水量の削減を手順書に従い実施し、グリーン購入の推進、サービスに関する項目の実現に努める。

環境目標とその実績

当社としては、次の目標をあげて環境活動に取り組んできました。

環境目標	実施項目	単位	2014年度実績 (基準年)	2017年度				2018年度 目標	2019年度 目標	2020年度 目標
				環境目標	目標値	実績	目標達成率			
内訳	二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2	475,942.0	3%削減	461,664	499,827	92.4%	3%削減	1.5%削減	2%削減
	電力使用量の削減	kWh	860,868	3%削減	835,042	897,866	93.0%	3%削減	1.5%削減	2%削減
	ガソリン燃費の向上	km/L	15.18	3%向上	15.64	15.33	98.0%	3%向上	1.5%向上	2.0%向上
廃棄物の削減	軽油燃費の向上	km/L	7.22	3%向上	7.44	5.89	79.2%	3%向上	1.5%向上	2.0%向上
	鉄スクラップ率の削減	%	13.76	3%削減	13.35	13.1	101.9%	3%削減	1.5%削減	2%削減
	可燃ごみ排出量の削減	Kg	2,640	3%削減	2,560.80	2,620	97.7%	3%削減	1.5%削減	2%削減
総排水量の削減		m3	312.6	3%削減	303.22	343.9	88.2%	3%削減	1.5%削減	2%削減
グリーン購入の促進		種類	8種類	8種類に増加	8	13	162.5%	8種類に増加		
サービスに関する項目(不良品発生率削減)		%	0.0581	3%削減	0.0564	0.1019	55.3%	3%削減	1.5%削減	2%削減

※削減率のマイナスは増加を表す。

※削減率＝ $(1 - (\text{実績} \div \text{基準年の実績}))$ で表す。

※目標達成率＝ $\text{目標値} \div \text{実績}$ で表す。

※化学物質使用量の削減については、トルエン・キシレン等を使用する納入製品は顧客要求事項の為削減できないので、維持管理とする。

なお、顧客の了解をいただけるものについては削減につとめる。

※電力は2013年度の東京電力係数0.53kg-CO2/kwhを使用

主な環境活動計画の内容

CO₂排出量の削減

- ①電力使用量の削減
 - ・使用していない照明をこまめに消す。
 - ・事務所、食堂の冷暖房の温度設定の管理（冷房 28℃、暖房 22℃）
 - ・トイレの蓋をしめる。
 - ・工場内の使っていない機械の電源を切る。
 - ・設備機器を購入の際は省エネタイプを選ぶ。
- ②ガソリン1リットルあたりの走行距離のアップ
 - ・運搬の集約
 - ・停車中のアイドリングストップの実施
 - ・タイヤ空気圧の点検 軽トラック
 - ・買い物の合理化
- ③軽油1リットルあたりの走行距離のアップ
 - ・運搬の集約
 - ・停車中のアイドリングストップの実施
 - ・タイヤ空気圧の点検 4トﾝ・2トﾝ・1.5トントラック

減

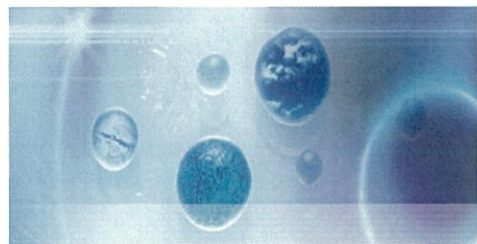
- ①鉄スクラップの削減
 - ・板取りの歩留まり率の向上（80%以上）
 - ・仕損品の削減のための教育訓練
- ②可燃ごみの削減
 - ・雑紙をリサイクル

総排水量の削減

- ・水道の流水使用をしない

グリーン購入の促進

- ・リサイクルコピー用紙の購入
- ・リサイクルトイレットペーパーの購入
- ・日用品や消耗品等、グリーン購入適合品を選ぶ。



サービスに関する項目

- ・不良品の削減

サービスに関する項目

- ・不良品の削減

環境活動の取組み結果の評価と次年度の取組

環境 目標	取組項目	単位	2014年度実績 (基準年)	2017年度 目標値	2017年度 実績	2017年度目標 達成率	成果	評価	次年度の取組
	二酸化炭素排出 量の削減	kg- CO 2	358,163	461,664	499,827	92.4%	➡		
内訳	電力使用量の削減	kWh	899,321	835,042	897,866	93.0%	➡	◇待機電力の削減の徹底が必要ある	◇達成手段の追加 小型工作機械等の 電源切断の徹底
	1人あたりの 走行距離の アップ	人	454.0	16	15	98.0%	➡	◇買い物の集約を工夫、努力 を行うことで、もう少し成果が 表れると思う。	◇再度エコ運転の教 育 ◇日報に記入漏れが ないよう、日報の改善
	1人あたりの 走行距離の アップ	人	6,541.0	7	6	79.2%	➡	◇2tの使用頻度が増加したた め目標達成できなかったが、 達成手段を実行し取組に努め ている。	◇再度エコ運転の教 育 ◇日報に記入漏れが ないよう、日報の改善
廃棄 物の削減	鉄スクラップ率 の削減	%	16.54	13	13	101.9%	➡	◇達成手段を遵守し、目標に 達成できた。	◇達成手段の追加 新規展開図面の2重 チェックの徹底
	可燃ごみ排 出量の削減	Kg	2,050	2,561	2,620	97.7%	➡	◇可燃ごみとリサイクルの分 別が浸透していない為、徹底 する必要がある。	◇達成手段の追加 私物ごみの持ち帰り
	総排水量の削減	人	296.3	303	344	88.2%	➡	◇手洗い時水道の出しっ放し が目立つ場面が多々あった	◇取り組みの徹底
	グリーン購入の促進	種類	3	8	13	162.5%	➡	◇本業でのグリーン購入は不 可能なため、実用品、消耗品 等で購入をした。	◇引き続き取組を行 う。
	サービスの関する項 目（不良品発生率 の削減）	%	0.0500	0.0564	0.1019	55.3%	➡	◇確認もれ、作業ミス等の削 減が機能できていない。月平 均15個(突破網39件を除いて も11個/月)であり恒常的であ る。	◇対策内容の維持確 認を強化。社内不良の についても注視し作業者 と対話対策を検討。

6 環境関連法規の遵守状況

違反・訴訟の有無

適用される主な環境関連法規制は次の通りです。

環境関連法規制の遵守状況を評価した結果、違反はなくすべて遵守できました。

また、関係当局よりの違反などの指摘や訴訟は、過去3年間一切ありませんでした。

法規名	遵守事項	規制値等	遵守結果
浄化槽法	知事への設置届出		○
	年1回の法定検査(浄化槽法第11条)	23項目	22/23
	外観検査	4項目	3月4日
	水質検査	2種類	○
騒音規制法	特定施設の設置届出、規制基準遵守	8時～17時:65デシベル以下	○
振動規制法	特定施設の設置届出、規制基準遵守	8時～17時:65デシベル以下	○
廃棄物 処理法	廃棄物の保管管理・マニフェストの管理		○
	廃棄物管理対策状況報告書の提出	毎年6月まで	○
PRTR法	第一種指定化学物質の排出量の届出	年間1トン	○
自動車 NOXPM法	指定区域への基準車での対応	排出基準値	○
消防法	少量危険物貯蔵取り扱い届出	指定数量1/5以下	○
	アセチレンガス貯蔵取り扱い届出		○
労働安全 衛生法	安全衛生推進者の選任報告	労働者数10人以上の事業所	○
	有機溶剤作業主任者の掲示		○
	プレス機械作業主任者の掲示		○
	有機溶剤中毒予防規則による作業環境測定	年2回	○
	有機溶剤等健康診断の実施	年2回	○
フロン排出 抑制法	3ヶ月に1回の簡易点検	7.5kw未満	○
	年1回以上の定期点検	7.5kw以上	○

7 代表者による全体の評価と見直し

見直しに必要な情報(環境管理責任者の報告、従業員の提案を含む)		社長による全体の評価	変更の必要性の有無と社長の指示
環境方針	1. 環境方針に示された「環境への取り組み」の基本的方向「は現在も適切か」 ・環境方針が実行され、E&A21全体の取り組みは効果的か	2017年度版より、環境マネジメントシステムとなりISOに近づいたガイドラインになるので、エコアクションに品質を取り込み、マネジメントシステムの一歩化に出来ることを考えていきましょう。	変更の必要性 ☐ 有り ■ 無し 「有り」の場合の指示内容
環境目標 環境活動 計画	4. 環境目標、環境活動計画の達成状況は妥当か ・二酸化炭素排出量削減(省エネルギー)、化石燃料の燃費の向上 ・廃棄物排出量削減(リサイクル)、 ・総排水量削減(節水)の実績 ・化学物質使用量の維持管理 ・グリーン購入の推進 ・サービスに関する項目 環境マニキュア参照	2017年度版ガイドラインに移行により ・総排水量から水使用量へ変更 ・グリーン購入の廃止	変更の必要性 ☐ 有り ■ 無し 「有り」の場合の指示内容
その他の 環境経営 システム	2. 環境負荷に大きな変化はないか ・環境への取組状況に変化はないか 3. 法規、条例の内容に変更はないか ・法規制は遵守しているか 5. 実施体制は効果的か 6. 教育・訓練は実施されているか 7. 外部からの苦情や要望は何か 8. 実施及び運用は適切か 9. 緊急事態への準備と訓練は適切か 10. 取組状況の確認は適切か ・問題の是正処置は有効か 11. 文書・記録の作成と整理は適切か ※環境活動レポートの内容は適切か ※環境活動事務所に備え付け、ホームページでの公開は最新版か	事業所の統合により、経費等の削減は可能かと思われる。 輸送関係は、単純ではないと思われる。 労働基準法、安全衛生法等の見直しをお願いします。 ビニールはリサイクルできないかを確認してください。 教育・訓練は、環境、品質、生産性など物事が向上する事が、環境活動かと思えますので、資格等にこだわらなくて良いのではないかと思います。	変更の必要性 ☐ 有り ■ 無し 「有り」の場合の指示内容 可燃ゴミの評価基準の見直しが必要。

*1.見直しに必要な情報欄の番号は、環境経営システムガイドラインの必須項目(12項目)の番号を、※は環境活動レポートガイドラインの要求事項を示しています。

*2.評価は毎年1回(原則として7月)に実施します。

*3.環境管理責任者は社長の指示内容について直ちに実行に移し、その結果を社長に報告します。